

SMB 学校の皆さんへ

お手紙をありがとうございます。皆さんからもらった竹島（独島）問題についての手紙、何度も読み返してみました。その皆さんからの手紙の内容を整理すると、次のようになります。皆さんができる歴史と、それに対する私の感想を述べますので、一緒に考えてみましょう。

- ① 安龍福の活動で独島は韓国領になった。
- ② 「太政官指令」では独島は日本領と関係がないとした。
- ③ 『世宗実録』『地理志』では独島は蔚珍県に属し、麟陵島に近いとしている。
- ④ 『三国史記』では、新羅の將軍異斯夫が麟陵島と独島を新羅の領土にした。

① 安龍福の活動というのは、1696年6月、安龍福が鳥取藩にやってきて、鳥取藩の藩主と交渉して、麟陵島と独島を朝鮮の領土とした、というものです。

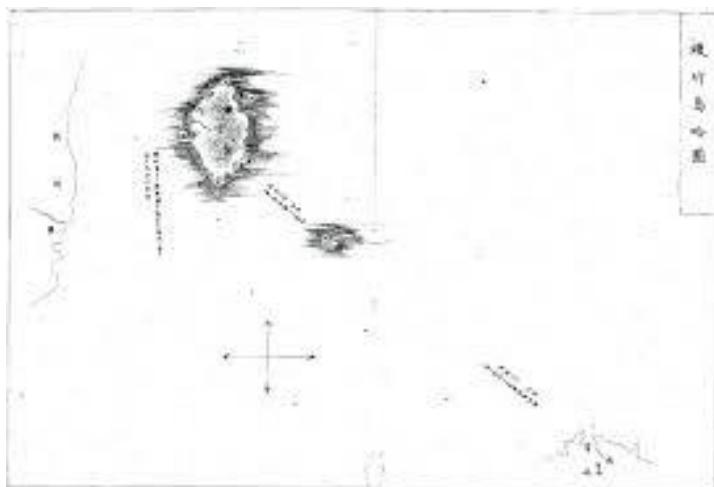
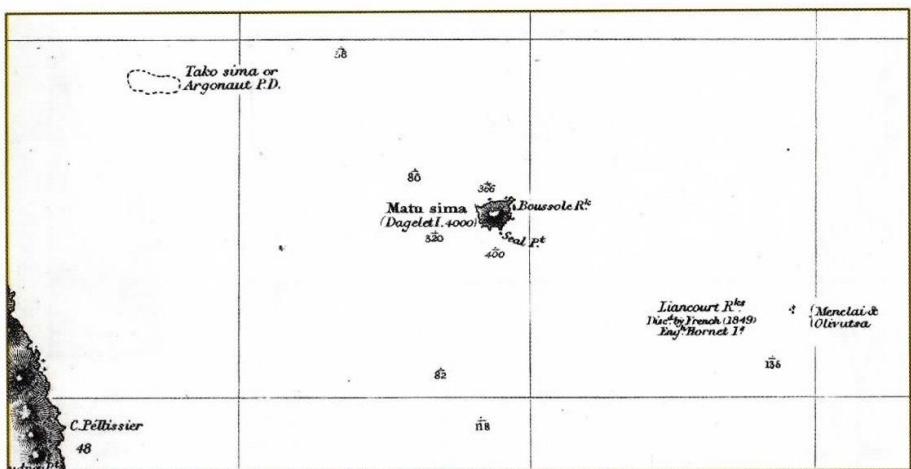
ですが江戸幕府が麟陵島への渡海を禁じたのは、1696年1月です。安龍福が鳥取藩にやって来るのはその5ヶ月後。江戸幕府は、安龍福が鳥取藩に来る前に、麟陵島への渡海を禁止していたのです。この事実は、安龍福の活動で、麟陵島への渡海が禁止されたのではない、ということです。それに安龍福は、鳥取藩の藩主と交渉することもなく、江戸幕府の命令を受けた鳥取藩によって、追放されていたのです。この事実は、江戸幕府が編纂した『通航一覧』にも記されています。

『肅宗実録』には、安龍福の活動が記録されています。ですがそれは、安龍福を日本に密航した犯罪者として、備辺司で取調べをした時の安龍福の証言です。それが事実であったのかどうかを知るためには、関連した史料や文献を読んで、確認する必要があるのです。

② 1877年、「太政官指令」には、「竹島外一島本邦関係無之」と書かれています。この「竹島外一島」を、島根県が提出した『磯竹島略図』だけで考えると、確かに竹島は麟陵島で、「外一島」の松島は竹島（独島）となります。

ですがその『磯竹島略図』に描かれた竹島と松島が、「太政官指令」の「竹島外一島」と同じ島だったのか、確認が必要です。何故なら、当時の海図では、麟陵島が松島と表記されていて、『磯竹島略図』の松島とは違っていたからです。それに海図には、竹島と松島の他に、現在の竹島（独島）が「リアンクール岩」として描かれています。

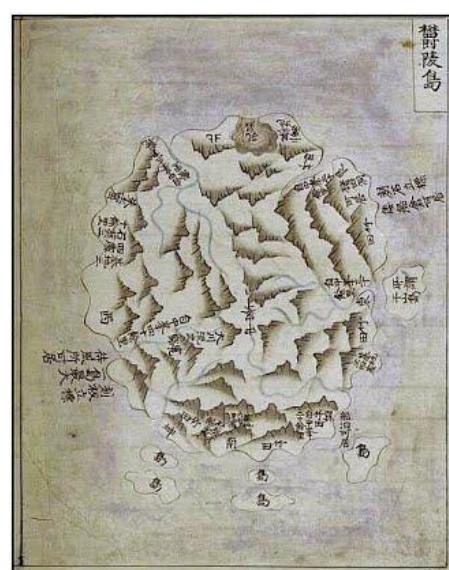
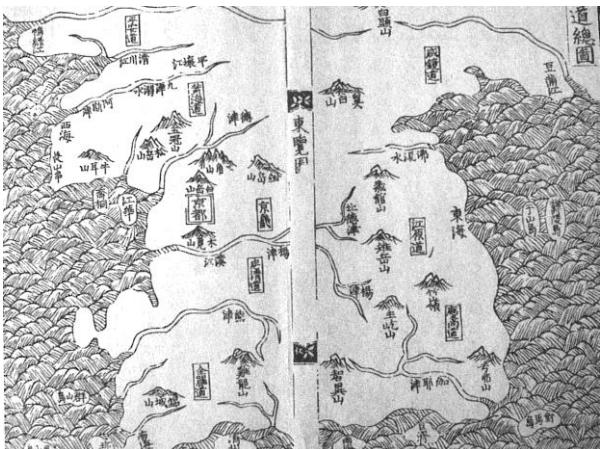
「太政官指令」が出た頃の海図には竹島と松島、それに現在の竹島（独島）の三島が描かれていたのです。太政官がこの海図を参考に、「竹島外一島本邦関係無之」と判断したとすれば、竹島（独島）は「竹島外一島」の中にはありません。竹島（独島）は、「リアンクール岩」と表記されていたからです。そのため『磯竹島略図』で松島とされていた「リアンクール岩」が日本領になる時は、松島とされた麟陵島の呼称だった竹島が付いたのです。

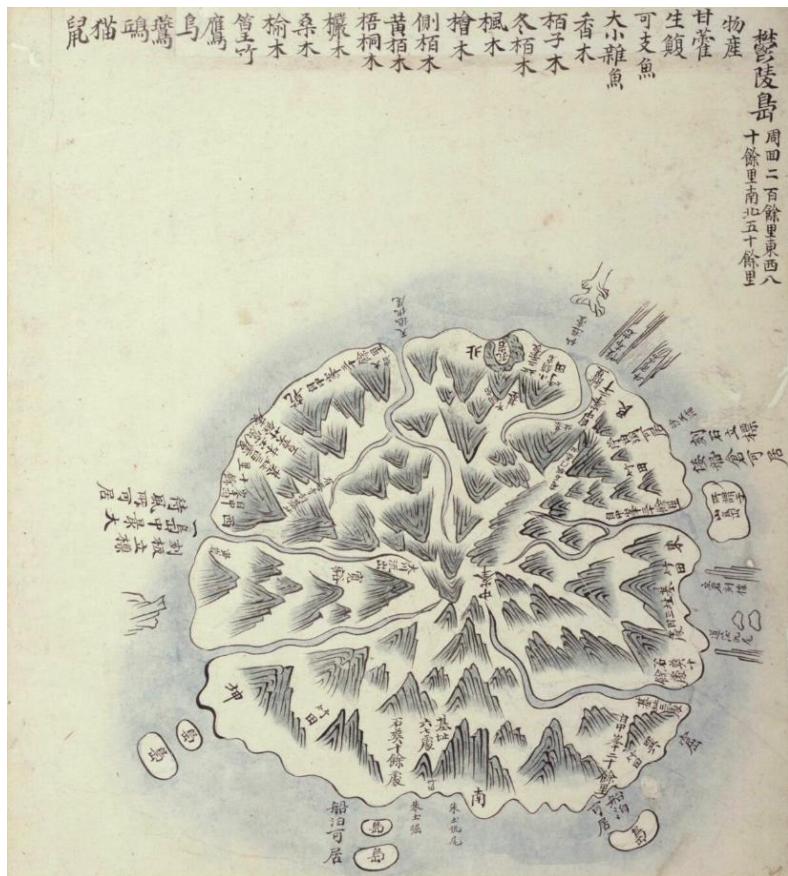


③ 鶴陵島からは竹島（独島）が見えます。そこで『独島を正しく知る』等のテキストでは、『世宗実録』「地理志」に記された「見える」を、鶴陵島から于山島が「見える」と解釈して、鶴陵島から見える于山島は独島だとしたのです。ですが『世宗実録』「地理志」の「見える」は、「鶴陵島から独島が見える」と解釈ができないのです。それは『新增東国輿地勝覧』では、同じ「見える」を「蔚珍県から鶴陵島が見える」と読んでいるからです。それに『新增東国輿地勝覧』では、「鶴陵島と于山島は同じ島だ」としています。そのため 19 世紀の金正浩の『大東地志』には鶴陵島だけが記され、于山島は記されていないのです。

これは『世宗実録』「地理志」の于山島は、その所在が不確かだったということなのです。その于山島の存在が確認され、地図に載るのは朴錫昌の『鶴陵島図形』(1711 年) からです。朴錫昌が于山島としたのは、鶴陵島の東側約 2 km にある島嶼です。この于山島は、鄭尚驥の『東国大地図』系統の地図でも鶴陵島の右側や右上に描かれています。『独島を正しく知る』では、この朴錫昌の『鶴陵島図形』について述べていませんが、これはとても重要なことなのです。安龍福は、朝鮮政府の取調べに対して、「于山島は日本の松島だ」と供述しましたが、その于山島（松島）は、鶴陵島の北東（右上）にあるとしていたからです。

ですが独島は鬱陵島の東南 87.4km にあります。安龍福が供述した于山島は、独島ではなかったのです。







18세기에 제작된 정상기의
『동국전도』를 19세기에 그대로
옮겨 그런 지도야.
울릉도의 동쪽에 독도(于山)가
그려져 있어.



18세기 말에 제작된 「여지도」에
수록된 「여국총도」라는 지도야.
화려한 색깔이 돋보이는 지도지.
울릉도의 동쪽에 독도(于山)가
그려져 있고 섬 안에 산봉우리도
표시되어 있어.



④ 『独島を正しく知る』では、『三国史記』（智証王十三年条）を根拠に、于山国は異斯夫將軍によって新羅の領土となり、その中に独島があった。だから独島は、512年から韓國領になっていた、といいます。ですが『三国史記』では、于山国を「海島で、或は名を鬱陵島といい、地方一百里」としています。これは于山国が、鬱陵島であったこと、その範囲は「地方一百里」ということで、一つの郡県ほどの広さです。それに独島については何も書かれていないので、独島を鬱陵島の属島とすることはできません。この于山国については、『三国遺事』にも記事があります。それで確認すると、于山国の一一周は、「周回二万六千三百七十歩」あったとしています。これは現在の鬱陵島一周道路と、ほぼ同じ距離です。于山国は「地方一百里」、「周回二万六千三百七十歩」の鬱陵島一島だったのです。独島を于山国の附属の島とするには、証拠となる文献を示して、論証する必要があります。証拠がない限り、独島を于山国の属島とすることも、512年から韓国の領土だったとも、いえないのです。

さて以上は、皆さんのが送ってくれた手紙の中で、独島を韓國領とする証拠について考えたものです。皆さんのが思っていたことと、実際の歴史は少し違っていたのではないかでしょうか。過去の歴史について考える時は、自分の考えを明確にするため、証拠となる文献を準備する必要があります。『独島を正しく知る』で学んだ皆さんにとって、テキストに挙げられていない文献で歴史の事実を学ぶことも、歴史の事実を知るために必要な作業です。テキストをもう一度読んで、私が書いた文章と比較して、皆さんのが考えをまた手紙にして送ってください。待っています。

島根県竹島問題研究会下條正男